

共同受注委員会規約

(目的)

第 1 条 この規約は、札幌市管工事業協同組合（以下「組合」という。）定款第 7 条第 1 項 2 号の事業（以下「共同受注事業」という。）の円滑な運営を図るため、共同受注委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第 2 条 委員会は委員をもって組織する。

2 委員の定数は 9 人以内とし、あらかじめ理事会において選任された共同受注担当役員 1 名以上を含め組合員又は組合員たる法人の役員のうちから理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(任務)

第 3 条 委員会は共同受注業務を遂行するため、理事会の諮問により、次の事項を処理する。

- (1) 共同受注に関する事項
- (2) 契約に関する事項
- (3) 工事検査に関する事項
- (4) その他、関連する事項

(任期)

第 4 条 委員の任期は組合の理事の任期に準じ 2 年とする。

- 2 任期の満了した委員は新たに委嘱された委員が就任するまでは、引続き委員の任務を行うものとする。
- 3 補充により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長・副委員長)

第 5 条 委員会には委員長 1 名、副委員長 1 名を置くものとする。

- 2 委員長、副委員長は委員のうちから理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が事故あるときは、その職務を代行する。

(招集)

第 6 条 委員会は必要の都度、委員長が招集する。

(委員会の議事)

第 7 条 委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その過半数で決する。

(委員の秘密保持義務)

第 8 条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(規約に定めない事項の措置)

第 9 条 この規約に定めない事項については、理事会の決定によるものとする。

附 則

この規約は、平成12年 6 月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年 7 月27日から施行する。（第 2 条改正）